

予 算 要 求 資 料

令和8年度当初予算

支出科目 款：総務費 項：企画開発費 目：県民生活行政費

事業名 若年層への金融経済教育強化連携事業費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

環境エネルギー生活部 県民生活課 消費生活安全係 電話番号：058-272-1111(内3018)

E-mail：c11261@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 900 千円 (前年度予算額： 1,200 千円)

<財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財 産 収 入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	1,200	600	0	0	0	0	0	0	600
要求額	900	450	0	0	0	0	0	0	450
決定額	900	450	0	0	0	0	0	0	450

2 要 求 内 容

(1) 要求の趣旨(現状と課題)

- 令和6年度の県内の消費生活相談の状況について、18～19歳が契約当事者の相談件数は120件であった。成年年齢が引き下げられたことに伴い、若者の消費者被害の低年齢化が懸念される。
- 成年年齢引下げに対応し、令和4年度から高等学校では、家計管理のほかに株式や債権、投資信託などの金融商品の特徵や資産形成を学ぶ授業が必須化されている。消費者トラブルや多重債務を防止していくためには、新社会人などの若年層向けに金融経済教育を充実させ、切れ目のない消費者トラブル防止対策を実施していく必要がある。
- また、県では、「岐阜県消費者施策推進指針」に基づき、消費者団体、事業者団体等と連携・協働し、消費者行政を推進することとする。
- 消費者団体と連携し、成年年齢引下げに伴う若年者への消費者教育(金融経済教育を含む)の強化に関する事業を引き続き実施する。

(2) 事業内容

- 金融経済教育カリキュラム開発における大学連携
 - 大学と連携を図り、金融リテラシー調査を用いて、県内の小学校における授業で活用する、金融経済教育に関する教員向けのカリキュラムを開発し、県内の小学生向け出前授業を実施するとともに、県内の教員に対し、活用を促す。
- 消費者団体等との連携
 - 若年層、職域向けの講演会等の実施
 - <対象：県内大学、商工会議所等>
 - 主に若年層が被害に遭いやすい消費者トラブルや投資の基礎知識等に関する講演会を開催するほか、各種啓発事業を展開する。講演会は、より多くの若者が視聴できるようオンライン開催する。

(3) 県負担・補助率の考え方

国負担 1 / 2 (地方消費者行政強化交付金 強化事業)

(4) 類似事業の有無

無

3 事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
委託料	900	金融経済教育カリキュラム開発委託、若者向け講演会等委託
合計	900	

決定額の考え方

4 参 考 事 項

(1) 各種計画での位置づけ

【「清流の国ぎふ」創生総合戦略】 2 健やかで安らかな地域づくり

(2) 安らかに暮らせる地域

5 犯罪・交通事故防止の推進

【岐阜県消費者施策推進指針 2 0 2 5】

施策の柱 1 主体性のある消費者の育成

(2) 国・他県の状況

消費者教育推進法が平成 2 4 年 1 2 月に施行されたことを受け、国及び他の都道府県においても消費者教育を推進。

事業評価調書（県単独補助金除く）

☐ 新規要求事業

☒ 継続要求事業

1 事業の目標と成果

（事業目標）

・何をいつまでにどのような状態にしたいのか

成年年齢の引下げに対応し、若年層の消費者トラブルの増加を防止するため、消費者団体、事業者団体等と連携・協働し、消費者教育の強化に関する事業を実施する。

（目標の達成度を示す指標と実績）

指標名	事業開始前 (R)	R6年度 実績	R7年度 目標	R8年度 目標	終期目標 (R11)	達成率
①消費者行政事業協働件数(/年)		13件	15件	15件	15件	86.6%

○指標を設定することができない場合の理由

（これまでの取組内容と成果）

令和4年度	主に大学生を対象に、若年者向けの消費者教育講演会を2回開催した。 ・第1回 テーマ：若者の消費者被害とキャッシュレス決済の仕組み ・第2回 テーマ：急増する投資をめぐる消費者被害
	指標① 目標：5件 実績：13件 達成率：260%
令和5年度	主に大学生を対象に、若年者向けの消費者教育講演会を2回開催した。 ・第1回 テーマ：広告のミカタ ～インターネットを中心とした広告の注意点～ ・第2回 テーマ：SNSからはじまる消費者トラブル
	指標① 目標：5件 実績：13件 達成率：260%
令和6年度	主に大学生を対象に、若年者向けの消費者教育講演会を2回開催した。 ・第1回 テーマ：青少年のネット依存・ゲーム障害の理解と対応について ～良好な家族関係を保つために～ ・第2回 テーマ：「投資」本当に理解していますか？ ～投資の理解と投資詐欺の現状～
	指標① 目標：5件 実績：13件 達成率：260%

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

・事業の必要性(社会情勢等を踏まえ、前年度などに比べ判断) 3: 増加している 2: 横ばい 1: 減少している 0: ほとんどない	
(評価) 2	国の消費者基本計画において、行政と消費者団体との連携を推進するとともに、消費者団体の自主的な取組を支援・促進することとされている。また、消費者団体には、消費生活分野の専門家(大学教授や弁護士、消費生活相談員等)が所属しており、連携して啓発事業等を行うことで、効果が期待できる。
・事業の有効性(指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか) 3: 期待以上の成果あり 2: 期待どおりの成果あり 1: 期待どおりの成果が得られていない 0: ほとんど成果が得られていない	
(評価) 2	弁護士等の専門家を講師に招き、若年者を対象に講演会を実施することで、消費生活問題に関する理解を深める一助を担う効果を得ている。
・事業の効率性(事業の実施方法の効率化は図られているか) 2: 上がっている 1: 横ばい 0: 下がっている	
(評価) 1	消費者及び市町村、教育機関等の声を反映させた事業展開を行っている。

(今後の課題)

・事業が直面する課題や改善が必要な事項
 県内の消費者団体等と連携し、令和4年4月の改正民法施行による成年年齢の引下げに対応するため、引き続き若年者の消費者教育に取り組む必要がある。

(次年度の方向性)

・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか
県内の消費者団体等と連携し、成年後間もない若者が、高度化、複雑化する消費者トラブルに巻き込まれないよう、新たな商法や若者に特徴的な商法にかかる注意喚起等の啓発を行う。

(他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

組み合わせ予定のイベント 又は事業名及び所管課	【 課 】
組み合わせて実施する理由 や期待する効果 など	